

山梨県公報

号外第十二号

平成十六年

三月三十日

火 曜 日

目 次

企 業 局

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程	一
山梨県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程	一
山梨県企業職員との給与に関する規程の一部を改正する規程	二
山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程	二
山梨県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程	三
西山ダム操作規程の一部を改正する規程	三
山梨県菅丘の公園管理規程及び山梨県菅まきはレストラン管理規程を廃止する規程	三
教育委員会	
山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	三
山梨県総合教育センター管理規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則	六
山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則及び山梨県立美術館処務規程の一部を改正する規則	六
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	六

企 業 局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県公営企業管理者 早 川 勲
山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

山梨県企業局組織規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一総務課の項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十

六号を第十四号とし、同表電気課の項第九号及び第十号中「電気事業の」を削り、同表業務課の項中第一号を削り、同項第二号中「事業」を「温泉事業及び地域振興事業(以下「事業」という。)」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 温泉事業の業務運営に関すること。

六 温泉事業の料金の算定に関すること。

別表第一業務課の項中第七号を削り、同項第八号中「財団法人丘の公園管理公社」を「旧財団法人丘の公園管理公社」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 丘の公園の指定管理者に関すること。

別表第一業務課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三山梨県菅発電総合制御所の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 測水業務に関すること。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県公営企業管理者 早 川 勲
山梨県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

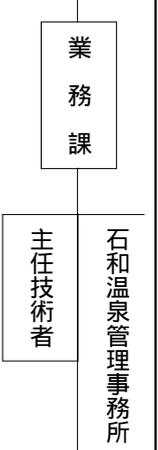
山梨県企業局自家用電気工作物保安規程(昭和六十年山梨県企業局管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第六条関係)

管理者 局長 次長

総務課



別表第二中「丘の公園」及び「まきばレストラン」を削る。

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月二十日

山梨県公営企業管理者 早 川 勲

山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「技能労務職員の初任給」に改め、同条中「企業技術員」を「技能労務職員」に、「級別資格 初任給基準表」を「級別資格・初任給基準表」に改める。別表第二中「世耕職一」を「世耕職二（世耕職一）」に改め、同表中「世耕職一」を「企業技術員」に改める。

別表第五第一号中「六〇〇円」を「五四〇円」に、「一、〇〇〇円」を「九〇〇円」

三級以上の職員	月額三、五〇〇円
その他の職員	月額一九、〇〇〇円

管理職手当を支給される職員	一日四時間未満従事した場合 五四〇円 一日四時間以上従事した場合 九〇〇円
三級以上の職員で管理職手当を支給されないもの	月額一九、〇〇〇円
その他の職員	月額一五、五〇〇円

月額二、五〇〇円

月額一八、〇〇〇円

月額一九、〇〇〇円

月額一五、五〇〇円

附則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第五第一号の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。（経過措置）

2 この規程による改正後の山梨県企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）別表第五第一号の規定の適用については、平成十六年度分の現場手当に限り、同表中「五四〇円」とあるのは「六〇〇円」と、「九〇〇円」とあるのは「一、〇〇〇円」と、「一九、〇〇〇円」とあるのは「二一、三〇〇円」と、「一五、五〇〇円」とあるのは「一八、一〇〇円」と、「一八、〇〇〇円」とあるのは「二一、三〇〇円」とする。

3 新規規程別表第五第一号の規定の適用については、平成一七年度分の現場手当に限り、同表中「五四〇円」とあるのは「六〇〇円」と、「九〇〇円」とあるのは「一、〇〇〇円」と、「一九、〇〇〇円」とあるのは「二一、三〇〇円」と、「一五、五〇〇円」とあるのは「一七、二〇〇円」と、「一八、〇〇〇円」とあるのは「二〇、二〇〇円」とする。

4 新規規程別表第五第一号の規定の適用については、平成十八年度分の現場手当に限り、同表中「五四〇円」とあるのは「五七〇円」と、「九〇〇円」とあるのは「九五〇円」と、「一九、〇〇〇円」とあるのは「二〇、一〇〇円」と、「一五、五〇〇円」とあるのは「一六、三〇〇円」と、「一八、〇〇〇円」とあるのは「一九、一〇〇円」とする。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月二十日

山梨県公営企業管理者 早 川 勲

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程
山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の表現金取扱員の項中第一号を削り、同項第一号を同項とする。
第二十七条第一項第三号中「丘の公園等の利用料等及び」を削る。

別表「電気事業会計勘定科目表」の「費用」中

増減科目

欄

「損害保険料 費 成 金 交 付 金」	を	「損害保険料 費 成 金 交 付 金」	職員の職 固資産 金に關す る 交付する
---------------------------------------	---	---------------------------------------	----------------------------------

成のための費用。
等所在市町村交付金及び納付
る法律に基づき所在市町村に
交付金を整理する。

「損害保険料 費 成 金 交 付 金」	を	「損害保険料 費 成 金 交 付 金」	職員の職成の
---------------------------------------	---	---------------------------------------	--------

に改める。
別表「電気事業会計動定科目表」の「建設仮動定整理科目」中「薪炭」を「総炭費」
に改める。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県公営企業管理者 早 川 勲

山梨県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程
山梨県企業局宿舍管理規程（昭和五十年山梨県企業局管理規程第十号）の一部を次の
ように改正する。

第一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を
第三号とする。

第二条第二項中「前条第一項第四号」を「前条第一項第二号」に改める。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第六号

西山ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県公営企業管理者 早 川 勲

西山ダム操作規程の一部を改正する規程
西山ダム操作規程（昭和五十八年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように
改正する。

別表第一担当機関の名称の項（二）欄中「甲府工事事務所」を「甲府河川国道事務所」
に改める。

別表第二警報器の構造又は能力の欄中「380mm」を「524mm」、「20W」を
「50W」、「250～5500C/S」を「250～5000Hz」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県菅丘の公園管理規程及び山梨県菅まきばレストラン管理規程を廃止する規程を
次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県公営企業管理者 早 川 勲

山梨県菅丘の公園管理規程及び山梨県菅まきばレストラン管理規程を廃止する規
程
次に掲げる規程は、廃止する。

一 山梨県菅丘の公園管理規程（昭和六十一年山梨県企業局管理規程第七号）

二 山梨県菅まきばレストラン管理規程（平成六年山梨県企業局管理規程第八号）

附則
この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように

定める。

平成十六年三月二十日

山梨県教育委員会

委員長 金 丸 康 信

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立女性センター設置及び管理条例施行規則（昭和五十八年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則

第一条中「山梨県立女性センター設置及び管理条例」を「山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例」に改める。

第二条第一項中「山梨県立総合女性センター」を「山梨県立男女共同参画推進センター」に、「山梨県立総合女性センター利用許可申請書」を「山梨県立男女共同参画推進センター利用許可申請書」に改め、同条第三項中「山梨県立総合女性センター利用許可書」を「山梨県立男女共同参画推進センター利用許可書」に改める。

第二条第一項中「山梨県立総合女性センター利用変更承認申請書」を「山梨県立男女共同参画推進センター利用変更承認申請書」に改める。

第四条第二項中「山梨県立総合女性センター使用料徴収申請書」を「山梨県立男女共同参画推進センター使用料徴収申請書」に改める。

第六「同様」中「山梨県立総合女性センター利用許可申請書」を「山梨県立男女共同参

利 用 室	1 展示ギャラリー 2 4 第三研修室（西） 5 7 開放実験室 8 10 茶・華道室（一） 11 13 レクリエーション室
利用設備・器具	1 暖房 2 冷房 3 スイ 5 ステレオセット 6 16 8 華道具 9 ビデオセツ

第一研修室（西） 3 第二研修室（東）
第四研修室（東） 6 会議室

工芸・美術室 9 調理実習室
茶・華道室（二） 12 視聴覚・音楽室

利 用 室

利用設備・器具

ク（本） 4 ピアノ
11 映画機 7 茶道具
10 卓球台 11 健康器具

に改め、同様式備考中「及び

については該当する番号に印をつけて下さい。」を「」に改める。

第六「同様」中「山梨県立総合女性センター利用許可書」を「山梨県立男女共同参画推進センター利用許可書」に、「総合女性センター」を「男女共同参画推進センター」に

利 用 室	1 展示ギャラリー 2 第一研修室（西） 3 第二研修室（ 4 第三研修室（西） 5 第四研修室（東） 6 会議室 7 開放実験室 8 工芸・美術室 9 調理実習室 10 茶・華道室（一） 11 茶・華道室（二） 12 視聴覚・音楽 13 レクリエーション室
利用設備・器具	1 暖房 2 冷房 3 スイク（本） 4 ピアノ 5 ステレオセット 6 16 ミリ映画機 7 茶道具 8 華道具 9 ビデオセツ 10 卓球台 11 健康器具

東）

利 用 室

茶・華道室(二) 12視聴覚・音楽室	
ク(本) 4ピアノ	
川口映写機 7茶道具 8華道具	
11健康器具	

を	利用設備	
	器具	

に改め、同様式備考中3を削る。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県総合教育センター管理規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県教育委員会
委員長 金 丸 康 信

山梨県総合教育センター管理規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)

第一条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「特殊教育部」を「特別支援教育部」に改める。
別表特殊教育部の項部名の欄を次のように改める。

特別支援教育部

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第二条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第十七号中「山梨県」を削る。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第七号

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則及び山梨県立美術館処務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十日

山梨県教育委員会
委員長 金 丸 康 信

山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則及び山梨県立美術館処務規程の一部を改正する規則

(山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「実習室」を「工房」に改め、「以下」の下に「この条及び次条において」を加える。

第十条第三号中「実習室」を「工房」に改める。

(山梨県立美術館処務規程の一部改正)

第二条 山梨県立美術館処務規程(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第八号中「山梨県立美術館及び管理条例」を「山梨県立美術館設置及び管理条例」に改め、同号八中「実習室」を「工房」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第二号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十六年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 鶴田美枝

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「一五三人」を「一五四人」に、「四三一人」を「四三七人」に、「四四六人」を「四五一人」に、「四五九人」を「四六七人」に、「一、五六五人」を「一、五八五人」に、「一、八六二人」を「一、八八二人」に改め、同条第二項中「五〇五人」を「五三五人」に、「七〇五人」を「七三五人」に、「一、五六五人」を「一、五八五人」に、「一、八六二人」を「一、八八二人」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番